



第49回衆議院議員総選挙

選挙の仕組み（その2） 労働組合の選挙運動

第49回衆議院議員総選挙の投開票が10月31日に実施される見込みです。今回の選挙にむけて、労働組合の選挙運動について紹介します。

労働組合の選挙運動（できること、できないこと）10月19日公示の場合

	できること (○)	できないこと (×)	必要に応じて可 (△)
事前（公示前） 10月18日まで	立候補予定者を「推薦」	立候補予定者に「投票」してください と言うこと ※1	ポスターの掲示 ※組合掲示板に推薦候補者紹介のため に室内用として掲示することは可
	推薦候補者を「機関紙」で紹介 ※2	「機関紙」での運動となる呼びかけ (立候補予定者に投票してくださいなど)	
	電子メールでの推薦候補者の紹介	その他、事前運動とみなされる行為 ※3	
	ホームページやSNS (Facebookなど)での推薦候補者の紹介		
公示日～投票日前日 10月19日～10月30日	推薦候補者への「投票」の呼びかけ	ファックス、電子メールでの立候補者の紹介 ※4	機関紙等での呼びかけ ※5
	ホームページやSNS (Facebookなど)で立候補者の紹介	ファックス、電子メールでの投票呼びかけ	
	ホームページやSNS (Facebookなど)での投票呼びかけ	通常とは異なる機関紙等での呼びかけ (臨時で組合員以外にも配布するもの)	
		選挙運動用のホームページや電子メールなどをプリントアウトして頒布	
投票日当日 10月31日	ホームページやSNSでの投票行動の呼びかけ ※6	特定の候補者や政党への投票の呼びかけ	

※1 事前運動にあたるため

※2 選挙の3要素に抵触しないようにする

※3 事前運動：選挙運動の3要素（①特定の選挙で②特定の候補者の当選をはかるために③直接または間接的に有権者に働きかける行為）を満たす行為

※4 法定外文書となるため禁止

※5 文書図面の頒布の規制に抵触しないようにする

※6 棄権防止活動の一環として可能

2面に続く

選挙制度

任期：4年

定数：465人（小選挙区289人、比例代表176人）

選挙運動期間：公示から投票日の前日までの12日間

今回の総選挙は10月19日（火）が公示日、10月31日（日）が投票日の予定

衆議院議員総選挙は「小選挙区比例代表並立制」で、小選挙区選挙と比例代表選挙を同日に行います。

○小選挙区選挙

選挙区：全国を289の小選挙区に分けて実施

定数：各選挙区の定数は1人

投票：候補者1人の氏名を記入

○比例代表選挙

選挙区：全国を11の選挙区（ブロック）に分けて実施

定数：ブロックごとの人口に比例して定数を配分

投票：政党名を1つ記入

選挙に関する様々な事柄は、公職選挙法で定められています。選挙違反については「連座制」など候補者や候補者を支援する組織に対して、厳しい責任を負わせるものとなっています。

選挙運動について、何か不明点があれば、サービス連合本部に連絡してください。

サービス連合の推薦候補者（サービス連合政策推進議員懇）

長崎県第1区



にしおか ひでこ

西岡 秀子

現職1期

国民民主党

サービス連合「政策推進議員懇談会」幹事

石川県第3区



こんどう かずや

近藤 和也

現職2期

立憲民主党

サービス連合「政策推進議員懇談会」幹事